

## ⑧ 事前研修の実施

研修生の入国前に、本国で事前研修を行うことは、我が国における研修を円滑に行うために効果があると考えます。我が国における第二次受入れ機関の負担を軽減するためにも、本国における事前研修を勧奨し、あるいは第一次受入れ機関が自ら行うことが望ましいものです。

事前研修を行う場合は、日本語教育、生活指導、研修に関するガイダンス等を主な内容とし、期間は研修計画等によっても異なりますが、1か月以上行うのが効果的であると考えます。

## ⑨ 不適切な方法による研修生の管理の禁止

受入れ機関が、研修生の失踪等問題事例の発生の防止を口実として、研修生に対し宿舎からの外出を禁止したり、研修生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはいけません。外出を禁止することは人権侵害につながりかねず、また、旅券や外国人登録証明書は法令上携帯義務が課せられているので、法令違反に問われることにもなりかねません。

仮に、研修生から保管して欲しい旨の要望があったとしても、預かるべきではありません。

また、実際に法令違反に問われなくとも、後で述べる「不正行為」認定の対象となります。

## ⑩ 研修手当の支払い

研修手当は、研修生の生活上必要な実費として支払われるものですから、入国及び在留諸申請の際に提出した研修生の処遇の概要についての書面に記載された支給者が、研修生に、直接かつ確実に支払わなければなりません。

研修手当を銀行などへの振込み払いとするような場合に、研修生の通帳を預かるることは、研修手当を受入れ機関が管理していることにつながりかねないものであり、研修生から要望があったとしても、預かるべきではありません。

また、「管理費」等の名目で研修手当から差し引くことはあってはならないことであり、このような場合は、後述の「不正行為」に認定されることになります。